(資料3-1の参考資料)

地下水汚染事例の汚染原因行為等の実態について

環境省 地下水・地盤環境室

1 地下水汚染の現状

平成元年に水質汚濁防止法を一部改正し、有害物質の地下浸透規制等の規定を整備した。 その後20年余り経過しているが、近年においても、工場・事業場が原因と推定される有害物質による地下水汚染事例が毎年継続的に確認されている。

2 地下水汚染の未然防止対策の現状

水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)による規制。

〇意図的、非意図的にかかわらず有害物質を含む特定地下浸透水(※)の**地下浸透を禁止**。

※特定地下浸透水:有害物質を製造、使用又は処理する特定施設(有害物質使用 特定施設)に係る汚水等を含む水

※有害物質使用特定事業場数:14,272事業場(平成20年度末現在))

○特定地下浸透水を<u>意図的に地下に浸透させる者</u>に対しては、事前の<u>届出義務(</u>特定地下浸透水の浸透の方法等)、**水質測定義務あり**。(届出事業場数:**9 事業場**(平成 20 年度末現在))

3 工場・事業場が原因と推定される地下水汚染事例の汚染原因行為等の実態

平成20年度末までに確認された汚染事例のうち、工場・事業場が汚染原因と推定された地下水汚染事例(1,234事例)について、地方公共団体(都道府県及び水濁法の政令市)に対するアンケート調査等を実施した結果は次のとおり。

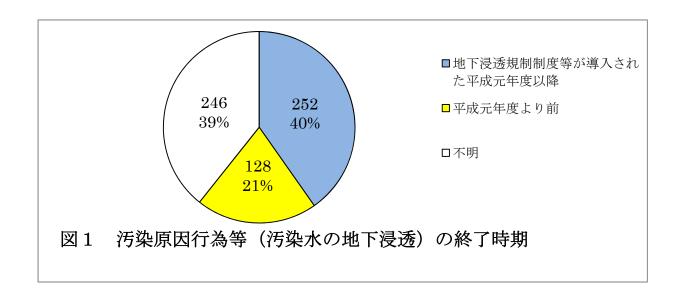
(1) 届出事業場における地下水汚染の確認状況

上記届出事業場 (9 事業場) が原因と推定される地下水汚染は確認されていない。 従って、地下水汚染事例は全て、上記届出事業場以外の事例である。

(2) 汚染原因行為等(汚染水の地下浸透)の終了時期

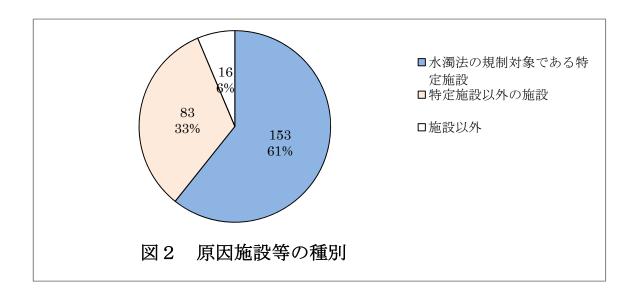
汚染原因行為等まで特定又は推定した 626 件について、汚染原因行為等(※)の終了時期を調査した結果、水濁法改正により地下浸透規制制度等が導入された平成元年度以降も 汚染原因となった行為や事象があると認められる。

※汚染原因行為等には、汚染水の地下浸透の原因となる人の行為や、施設からの漏洩等の事象を含む。



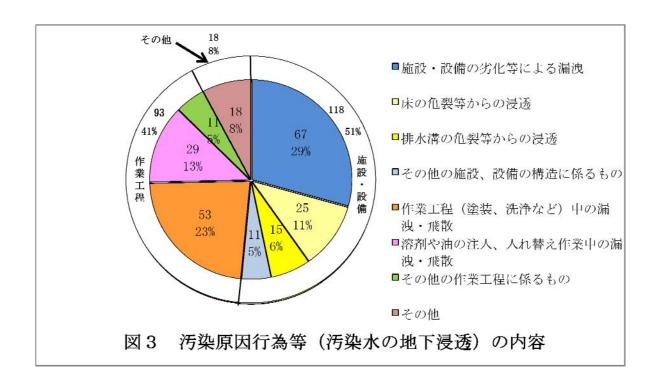
(3) 原因施設等の種別

汚染原因行為等の終了時期が平成元年度以降の252件について、原因施設等を調査した結果、水濁法の規制対象施設である特定施設が61%、特定施設以外の施設が33%、施設以外が6%であった。



(4) 汚染原因行為等(汚染の地下浸透)の内容

汚染原因行為等の終了時期が平成元年度以降の252件について、汚染原因行為等の内容を調査した結果、不明の事例を除くと、<u>施設・設備の構造に係るものが51%</u>(施設・設備の劣化等29%、床の亀裂等からの浸透11%、排水溝の亀裂等からの浸透6%等)、作業工程に係るものが41%(作業工程中の漏洩・飛散23%、注入、入れ替え作業中の漏洩・飛散13%等)、その他が8%であった。



4 未然防止の充実へ向け検討が必要と考えられる事項

- ○現在規制対象となっていない施設が原因とされる汚染が生じていることから、<u>地下浸透規</u> <u>制の対象施設を検討</u>。
- ○単に地下浸透そのものを規制する現行法では地下水汚染の未然防止の実効性があがっていないことから、床面等の構造、施設の点検、取扱作業の適正化に係る措置を検討。